

令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施計画及び進捗状況

| 実施計画 | 進捗状況 |
|--|---|
| 1. 地域における技能振興事業の実施について | |
| (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 | |
| ①技能五輪全国大会の予選の実施 <p>当協会が独自の選考基準で推薦する職種について、技能検定とは別に当協会と共に予選会を行います。</p> <p>関係する多くの企業や教育訓練機関等に対して、HP掲載や案内文書送付等の広報により予選会の開催を周知するとともに参加及び観覧の働きかけを行い、参加者の増加と予選会の活性化を図ります。また、コーナーが作成した「新型コロナウイルス感染防止マニュアル」（以下、「感染防止マニュアル」と言う）に従って実施します。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施予定職種：美容・実施予定期間：5月・参加予定人員：5人程度・全国大会への派遣：予選上位2人 | <p>○美容関係の訓練校や協会等に広く案内して選手募集しましたが、今年度は応募者がありませんでした。</p> <p>・例年は上位2名を全国大会選手として推薦していましたが、美容職種について本年度の推薦はありません。</p> |
| ②技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援 <p>(1) 技能五輪全国大会への参加支援</p> <p>○支援対象職種：4職種（フラワー装飾（2）、美容（2）、洋裁、とび）を予定</p> <p>○支援対象者数：選手6人程度</p> | <p>○第60回技能五輪全国大会</p> <p>下記の職種について参加支援を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・期日：11月4日（金）～7日（月）・会場：幕張メッセ等・支援対象職種：2職種〔フラワー装飾、とび〕・支援対象者数：選手3名・入賞：銅賞・とび・1名 |

| | |
|--|---|
| <p>(2) 若年者ものづくり競技大会への参加支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象職種：4 職種（旋盤、フライス盤（2）、機械製図（C A D）、建築大工）を予定 ○支援対象者数：選手 5 人程度 | <p>○第 17 回若年者ものづくり競技大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日：7 月 27 日（水）～29 日（金） ・会場：広島県立広島産業会館 等 ・支援対象職種：4 職種〔機械製図（C A D）、旋盤、フライス盤、建築大工〕（C A D の選手は直前のコロナウイルス感染により辞退） ・支援対象者数：選手 4 名 ・入賞：敢闘賞・フライス盤・2 名 |
| <p>（2）卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> | |
| <p>令和 4 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者（大分県関係者）の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。</p> <p>被表彰者のプロフィール（入職のきっかけ等）、仕事に対する思い（やりがいや苦労したこと）、これから入職する若者に伝えたいこと及び写真（作品及び作業風景）について、中央技能振興センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。</p> | <p>○令和 4 年度は大分県関係者の表彰はありませんので、取材は行いません。</p> |
| <p>（3）「地域発！いいもの」応援事業及びグッズスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> | |
| <p>両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるように伝えます。</p> | <p>○実施時期：通年 ○現段階で特に問い合わせはありません。</p> |
| <p>2. ものづくりマイスターの認定、登録及び活用に関する業務等について</p> | |
| <p>①ものづくりマイスターの開拓</p> <p>ものづくりマイスター制度を紹介する中央技能振興センターや当コーナー発行のリーフレット、H P 等様々な媒体を活用した広報により、ものづくりマイスター制度の更なる周知に努め、候補者からの申請を促進します。</p> <p>○想定する訪問先</p> <p>企業・業界団体、専門学校や大学等の高等教育訓練機関、行政機関等の中から関係あるところをリストアップします。</p> | <p>○別添資料 2</p> <p>○中央技能振興センターが新認定基準を策定し、3 回に分けた「都道府県ブロック地域技能振興コーナー職員会議」にて提示がありました。九州・沖縄ブロック等は 10 月 12 日に開催されました。その後、11 月 2 日に新ものづくりマイスター認定申請要領が送付されました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○訪問の頻度 月に2件程度ずつ当コーナーの担当者が訪問し、候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行い、大分県で不足している職種の解消に努めます。</p> <p>○ものづくりマイスターが不足している職種 ・電気溶接・電工・電気機器組立て・電子機器組立て・グラフィックデザイン</p> | <p>○関係団体等に新認定基準等の案内はしました。中央技能振興センターによる新しいリーフレットの作成を待って、周知に努める予定です。</p> |
| <p>②ものづくりマイスター等への説明 認定を受けたものづくりマイスター等に対して、実技指導に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。</p> | <p>○新たなものづくりマイスターが認定された場合、必要に応じて指導技法等講習の受講を案内します。</p> |
| <p>③申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行います。申請書類の内容を十分確認し、取りまとめてセンターに提出します。</p> | <p>○認定委員会の開催予定日（中央センター） 第1回：12月22日（木） 第2回：2月17日（金） ○第1回認定に向け、2名分を取りまとめて申請しました。</p> |
| <p>④ものづくりマイスター等に対する研修 (1)指導技法等講習の実施 以下のように指導技法等講習を実施します。 【開催時期】第4四半期（年間1回） 【講習内容】 ・ものづくりマイスター制度の趣旨及び実技指導やものづくりの魅力発信等の事業の重要性 ・実技指導の結果報告を含む「指導技法等」 ・個人情報保護、ハラスメント等の防止 ・若年者・学生との接遇等の知識 ・実技指導派遣依頼元の意見等 (2)最新の指導技法等に係る講習 過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行います。この場合、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行うなどにより活動の意欲を喚起します。</p> | <p>○2月に開催予定です。</p> <p>○センターから提示のある予定の調査用紙を用いて、ものづくりマイスターに今後の意向を確認します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) ものづくりマイスター等の職種別事例発表・意見交換</p> <p>該当のものづくりマイスターに情報提供して積極的な参加を呼びかけ、指導技法の改善や自己の資質向上を促します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 11月18日に中央センター主催の職種別事例発表・意見交換会があり、関係者に案内しましたが、本県からの参加者はいませんでした。 |
| <h3>3. ものづくりマイスターの活用に係る業務について</h3> | |
| <h4>(1) 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等</h4> | |
| <p>①相談・援助活動の実施</p> <p>(1) ものづくりマイスターの認定、登録に関する相談・援助について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上半期に定められる新認定基準の発表を受けて、企業・業界団体、高等教育訓練機関、行政機関等に周知し、新たなものづくりマイスターの開拓を行います。 ○ 申請者の負担を軽減できるよう書類作成におけるアドバイス、申請書類の内容確認等の援助を積極的に行います。 <p>(2) ものづくりマイスターの効果的な派遣に向けた相談・援助について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・業界団体、学校等に対して、技能検定の受検者や技能競技大会に出場する選手がいることが判明した場合は、実技指導を実施するよう働きかけます。 ○ 企業・業界団体、学校等から実技指導の要請があった場合には、希望する職種やその具体的な指導内容を確認して、最適な指導者（ものづくりマイスター）を派遣できるよう調整します。 ○ 実技指導を実施するにあたり適当な実施場所を希望する場合には、低価な使用料で借用できる公共施設（大分職業訓練センター等）を当コーナーが斡旋します。 ○ 当コーナー職員が実技指導の期間中1度は現場に出向いて視察を行います。それにより、実技指導要請者や受講者から直接感想や意見を聞くとともに、実技指導のアンケート記載内容等から、ニーズに合った指導ができたかを確認して以後の | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体等に新認定基準等の案内をしました。 ○ 申請者2名に対し、アドバイス、援助等を行いました。 ○ 適宜、調整・派遣を行っています。特に、10月4日以降は高校等において「2年連続の場合は自己負担」という制約が撤廃され、後期の技能検定等に向けた指導者の派遣を実施・計画しています。 ○ 必要に応じて大分職業訓練センターの使用を斡旋しています。 ○ 実技指導の申込みがあった場合、2年連続の場合を除いてコーナー職員が視察を行い、要請者や受講者、講師から状況を確認し、必要に応じて助言等を行っています。 ○ 2年連続の場合、指導者を派遣し、指導者の保険料のみを負担します。 |

| | |
|--|--|
| <p>要請に的確に対応できるよう指導者に助言します。また、指導者の活動状況や活動報告書の内容を確認して、より効果的な実技指導ができるよう実技指導要請者や受講者に助言します。</p> | |
| <p>②技能振興制度のPR</p> <p>当協会及び当コーナーのHPに技能振興制度の案内を掲載します。また、当コーナー独自の事業紹介リーフレットを作成します。さらに、当協会広報誌に事業紹介及び事業実施状況等を掲載します。</p> <p>3級技能検定の資格付与について、企業や業界団体、教育機関等に案内します。</p> | <p>○HP：随時更新しています。</p> <p>○リーフレット：今後、内容を大幅に改定して作成・配布予定です。</p> <p>広報紙：2月の協会の発行に向けて、記事を作成中です。</p> <p>○3級技能検定の資格付与について、大分県高等学校教育研究会工業部会の関係者に説明資料を配布しました。</p> |
| <p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p> | |
| <p>①ものづくりマイスターの派遣計画</p> <p>ものづくりマイスターの派遣による指導規定の変更について、企業・学校等を訪問して、周知徹底を図り新規利用企業等の開拓に努めます。</p> <p>要請者のニーズに応じた実技指導が行えるように最適なものづくりマイスターを選定して派遣します。その際、実技指導の実施場所と指導者の住所を勘案してできるだけ移動時間と距離の短縮を図るよう配慮します。さらに実技指導の未経験者にも依頼の声掛けを行って活動率の向上を図ります。</p> <p>また、感染防止マニュアルに従って実施しますが、状況によってはオンラインでの実施を活用します。</p> <p>ものづくりマイスターの派遣に関し、新規派遣と連続派遣を合わせた活動目標数を派遣先毎に示します。</p> <p>(1) 中小企業に新規派遣対象となつてもらうための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業に対しては大分県中小企業団体中央会の協力を得て、ものづくりマイスター制度の周知を図るとともに実技指導の積極的な実施について年間を通じて働きかけます。 | <p>○要請者と連携して、最適なものづくりマイスターを選定・派遣しています。</p> <p>○要請者及び講師には必ず感染防止マニュアルに則った対策・対応を取るよう依頼しています。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>【中小企業へのものづくりマイスターの活動数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者数：3人／件 派遣件数：10件 日数：4日間／件 $3\text{人} \times 10\text{件} \times 4\text{日} = 120\text{人日}$ 計：120人日以上 (※ a) <p>(2) 業界団体に新規派遣対象となつてもらうための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に対しては（一社）大分県技能士会連合会の協力を得て、ものづくりマイスター制度の周知を図るとともに実技指導の積極的な実施について年間を通じて働きかけます。 <p>【業界団体へのものづくりマイスターの活動数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者数：3人／件 派遣件数：10件 日数：4日間／件 $3\text{人} \times 10\text{件} \times 4\text{日} = 120\text{人日}$ 計：120人日以上 (※ b) <p>(3) 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）に新規派遣対象となつてもらうための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分県教育委員会義務教育課や大分県高等学校教育研究会工業部会の協力を得て、関係校に対してものづくりマイスター制度の周知を図るとともに実技指導を積極的に計画するよう年間を通じて働きかけます。 <p>【工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）へのものづくりマイスターの活動数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者数：10人／件 派遣件数：6件 日数：2日間／件 $10\text{人} \times 6\text{件} \times 2\text{日} = 120\text{人日}$ 計：120人日以上 (※ c) | <p>【ものづくりマイスターの活動数】</p> <p>○別添資料3－1</p> <p>派遣件数：5件 受講者数：計：33人日 (※ a')</p> <p>【ものづくりマイスターの活動数】</p> <p>○別添資料3－2</p> <p>派遣件数：3件 受講者数：計：150人日 (※ b')</p> <p>【ものづくりマイスターの活動数】</p> <p>○別添資料3－3</p> <p>派遣件数：0件 受講者数：計：0人日 (※ c')</p> |
|--|--|

(4) 公民館集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等での実技指導（案）

- ・「お仕事体験（仮称）」の実施計画（案）

○内容：製作実演を交えたものづくり体験（1人2職種とする）

○実施職種：6職種程度（造園・建築板金・和裁・建具製作・菓子製造・建築大工・左官・表装・かわらぶき・塗装・プログラミング・ロープ加工・鉄筋施工・自動車整備 等から実施希望団体を募集）

○回数：午前中2回、午後2回の計4回（1回当たり10人）

○参加予定者数：延べ240人（6職種×4回×10人）

○開催時期、会場及び開催方法：
感染防止マニュアルに従い、以下の要領で開催

- ・開催時期：令和4年11月6日（日）
(大分県技能祭開催日)
- ・会 場：大分職業訓練センター
- ・開催方法：県内の小学校高学年を対象に県教委義務教育課を通じて事前募集
【公共施設又は民間施設のイベントエリア等でのものづくりマイスターの活動数】
 $240\text{人} \times 1\text{日} = 240\text{人日}$
計：240人日以上 (※d')

● 2年連続派遣の企業等におけるものづくりマイスターの派遣

○別添資料3-4

派遣件数：5件

受講者数：計：24人日

※コーナーの実績とせず、カウントしないことになっています。

○別添資料4-1・2・3

○「キッズワーク大分 2022 in 技能祭」を開催
令和3年度まで実施されていた「イベント」の中止により、これに代わるものとして規模を大幅に縮小して実施しました。

- ・期日：11月6日（日）
(大分県技能祭開催日)
- ・時間：10:00～13:40
- ・会場：大分職業訓練センター 実習室
- ・内容：ものづくり体験
- ・会場：場内に7職種のブースを設営
- ・実施職種：建具・表具・建築塗装・綱索・印章彫刻・美容・プログラミング
- ・回数：午前・午後各1回の計2回
(1回当たり8人)
- ・募集方法：大分市・別府市・臼杵市の市立小学校4・5・6年生を対象にチラシを配布
- ・入場：当選児童のみとし、保護者・引率者等は入場させず窓から参観
- ・コロナウイルス感染防止：対策を徹底のうえ実施

【ものづくりマイスターの活動数】

- ・参加者数：**計104人日** (※d')

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

・地域サポートステーションからの協力要請があった場合には、サポステの支援対象者に対してものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を実施します。

【若者に対する「ものづくりの魅力」発信へのものづくりマイスターの活動数】

- 受講者数：5人／件 派遣件数：1件
日数：1日間／件

$$5 \text{人} \times 1 \text{件} \times 1 \text{日} = 5 \text{人日}$$

計：5人日以上 (※e)

○現段階での要請はありません。

【ものづくりマイスターの活動数】

- 0人日** (※e')

【ものづくりマイスターの活動数の合計】

(※a + b + c + d + e)

計605人日以上

【ものづくりマイスターの活動数の合計】

(※a' + b' + c' + d' + e')

計287人日

(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施

熟練技能者の派遣による指導規定の変更について、企業・学校を訪問して、周知徹底を図り新規利用企業等の開拓に努めます。

ものづくりマイスター認定対象外職種やものづくりマイスターが本県内では不在の職種等について、要請者のニーズに応じた実技指導が行えるように最適な熟練技能者を選定して派遣します。その際、実技指導の実施場所と指導者の住所を勘案してできるだけ移動時間と距離の短縮を図るよう配慮します。さらに実技指導の未経験者にも依頼の声掛けを行って活動率の向上を図ります。

○中小企業・業界団体・工業高校等学校への派遣計画

- 受講者数：5人／件 派遣件数：10件
日数：2日間／件
 $5 \text{人} \times 10 \text{件} \times 2 \text{日} = 100 \text{人日}$

○別添資料5-1・2

【熟練技能者の活動数の合計】

| | 中小 | 団体 | 学校 | 合計 |
|-------------|----|----|----|----|
| 件数 [件] | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 受講者 [人日] | 0 | 43 | 27 | 70 |

※熟練技能者の活動もカウントしないことになっています。

| | |
|--|--|
| | <p>● 2年連続派遣の企業等における熟練技能者の派遣</p> <p>○別添資料5-3</p> <p>派遣件数：7件</p> <p>受講者数：計：173人日</p> |
|--|--|

4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

①連携会議の設置

大分県・経済団体・労働局等をメンバーとした当コーナー主催の連携会議を設置し、構成委員の意見を取り入れ、推進計画や実施計画の策定、地域の産業特性や就業構造を踏まえた技能振興の取組や事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討、並びに事業の進捗管理を行います。

【連携会議の委員構成】

- ・ 大分県中小企業団体中央会
- ・ (一社) 大分県技能士会連合会
- ・ 大分労働局職業安定部訓練室
- ・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部 大分職業能力開発促進センター
- ・ 大分県教育庁高校教育課
- ・ 大分県教育庁義務教育課
- ・ 大分県高等学校教育研究会工業部会
- ・ 大分県商工観光労働部雇用労働政策課
- ・ 大分県職業能力開発協会
- ・ 大分県技能振興コーナー

○実施時期：通年

②連携会議の開催回数

原則として年間2回開催します。

【開催時期及び想定する議題】

①第1回連携会議：6月

- ・ 令和4年度事業の推進計画について
- ・ 令和4年度事業概要と事業実施上の連携・協力について
- ・ 令和4年度事業の実施計画と進捗状況について

○6月1日（水）15:00～開催

- ・ 令和4年度 推進計画と事業実施上の連携・協力について
- ・ 令和4年度 事業の実施計画と進捗状況について

②第2回連携会議：12月

- ・ 令和4年度 事業の進捗状況と事業実施上の課題等について

○12月16日（金）15:00～開催

- ・ 令和4年度 事業の進捗状況について

5. 全国斉一的な事業展開の担保

① 全国会議等への参加

中央技能振興センター等が主催する全国会議（オンライン開催）にはコーナー長とコーディネーターが参加するとともに、適宜連絡を取るなど密接な連携を図りながら、厚生労働省や中央技能振興センターから本事業の円滑な業務遂行に関する指導や助言を仰ぎ、全国斉一的な事業展開ができるように対応します。

- ・全国会議（4月）：2名参加
- ・センターとの連絡調整（緊急に対応するものも含む）

○全国会議（4月26日）：2名が参加し、厚生労働省の説明や各コーナーの意見を確認しました。

○都道府県別技能振興コーナーブロック諸君会議：東北・北陸ブロック、九州・沖縄ブロック合同（10月12日）：2名が参加し、センターの説明や各コーナーの意見を確認しました。

○連絡調整に関する会議は現在までありません。

② 地域に対するサービス提供の方法

本事業は以下が行います。

- ・大分県職業能力開発協会 大分県地域技能振興コーナー
〒870-1141
大分市大字下宗方字古川1035-1
TEL：097-542-6441
FAX：097-542-6451

大分県職業能力開発協会は昭和54年設立以来、技能検定試験の実施、各種技能競技大会の選手選考・派遣等をとおして「ものづくり」を中心とした人材育成等に関する豊富な知識、ノウハウ等を蓄積するとともに多方面にわたるネットワークを構築しております、これらを活用して本事業を効果的・効率的に実施します。

○計画どおり実施中です。

③ 事務所の体制

大分県職業能力開発協会の事務所内に大分県技能振興コーナーを設置し、「若年技能者人材育成支援等事業会計」を設けて経理処理を行います。

コーナー長・コーディネーター兼事務責任者・事務職員を中心に、大分県職業能力開発協会の技能検定課課長補佐、総務課課長補佐、技能検定課技能検定推進員等と協力して事業の遂行に努めます。

○計画どおり実施中です。

令和3年度との主な相違点と令和4年度における途中変更された点

| 令 和 3 年 度 | 令 和 4 年 度 |
|---|--|
| 実技指導の実施における費用負担 | |
| 全ての実技指導（ものづくりマイスター・熟練技能者に関わらず）において、実施に係る費用（講師の謝金・旅費、参加者の材料費・保険料）はコーナーが負担していた。 | 2年連続実施の企業等（中小企業・業界団体・工業高校等学校）においては、実施に係る費用（講師の謝金・旅費、参加者の材料費）を企業等が負担することになった。これは新規企業等における派遣指導の活用を促し、中小企業等の若年技能者育成を広く行うことを目的としているためである。 ↓ （途中変更） 工業高校等学校においては、「新たに活用する学校の余地が少ないと・毎年学生を入れ替わること」を理由に、10月4日から「派遣実績の有無を問わない」ということに契約変更し、コーナー負担による指導者の派遣が可能ということに戻った。 |
| 「目指せマイスター」プロジェクト | |
| ○ 「ものづくりの魅力」発信として、小中学生に対する取組（本県では「WAZAチャレンジ教室」）を実施していた。 ○ 「ITの魅力」発信として、小中学生に対する取組（本県では「プログラミング教室」）を実施していた。 | プロジェクト自体がなくなり、左記の2種類の教室を実施できなくなった。 |
| マイスター制度 | |
| 「ものづくりマイスター」、「ITマイスター」、「テックマイスター」の3類型が設けられていた。 | 「ものづくりマイスター」の1類型に統合された。中央技能振興センターが認定要件・対象分野の策定を行い、下半期から新たな制度の運用となった。 |
| 技能五輪全国大会 県予選会 | |
| 予選会参加者からの参加手数料の徴収はなかった。 | 予選会参加者から参加手数料を徴収することになった。これは、2級技能検定試験を予選会とする職種との公平性の観点から実施するものである。参加手数料の額は該当都道府県における2級技能検定実技試験受験手数料の額（若年者減免措置後の額）を参照して定めることとなっており、本県では9,200円となる。 |